

## 個人情報取扱特記事項

### (基本事項)

第1条 この契約により、交野市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

### (秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なしに他人に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

2 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容を正当な理由なしに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により罰則が適用される場合があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (適正な管理)

第3条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の管理の任に当たる者として管理責任者を選定し、かつ、業務従事者の管理体制を整備しなければならない。

3 乙は、この契約における個人情報を取り扱う場所及び保管場所を定め、入退室の規制、防犯防災対策その他の安全対策の措置を講じなければならない。

4 乙は、この契約の業務に着手する前に、前2項に規定する措置の内容を書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、この契約による事務を処理するに当たり、特定個人情報を取り扱う場合は、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について書面により甲に報告しなければならない。

### (収集の制限)

第4条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(再委託)

第5条 乙は、この契約による個人情報の処理を再委託する場合は、再委託先において個人情報を適切に取り扱うことができることを確認した上で、あらかじめ、甲の書面による承諾を得なければならない。

2 乙は、前項の規定による承諾を得た場合においては、委託先に対してこの個人情報取扱特記事項に定める措置を講じさせるとともに、必要かつ適切な監督を行うものとする。

3 前2項の規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降について準用する。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の処理以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第8条 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときには、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(資料等の返還等)

第9条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を厳重に保管し、この契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は甲の指示に従い抹消するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(調査及び勧告)

第10条 甲は、乙の契約の履行に係る個人情報の取扱いの状況について、必要に応じて乙に報告させ、又は随時実地に調査することができる。

2 乙が、委託業務の全部又は一部を再委託するときは、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、乙を通じて又は甲自らが前項の措置を実施する。個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

3 甲は、乙の契約の履行に係る個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、必要な勧告を書面で行うことができる。

(契約の解除及び損害賠償)

第11条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたとき、又は故意又は過失により個人情報を漏えい、滅失又はき損したと認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第12条 乙は、第1条から前条までに定めるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。